

和歌山県（平成 25 年 4 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
<p>新築、増築又は改築の工事を行う部分の用途及び規模は、次に掲げるもの</p> <p>(1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）長屋又は共同住宅の用途に供する建築物で、階数が 2 以上かつ延べ面積が 50㎡を超えるもの（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する共同住宅を除く。）</p> <p>(2) 法別表第 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途に供する建築物で、延べ面積が 1,000㎡を超えるもの又は階数が 3 以上のもの</p>	木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（枠組壁工法又は木質系プレハブ工法（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に定める工法をいう。）による場合にあっては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事は又は内装工事の工程
	鉄骨造	2 階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあっては、2 階のはり及び床版の取付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2 階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）の工程
	その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	混構造	主たる構造の工程に準ずる	主たる構造の工程に準ずる

適用の除外 ・ 丸太組構法（平成 14 年国土交通大臣告示第 411 号に規定する構法）を用いた建築物

・ 建築基準法第 85 条の適用を受ける建築物